

地域新 MaaS 創出推進事業の 先進パイロット地域募集について

令和2年度「高度な自動走行・MaaS等の社会実装に向けた研究開発・実証事業
(自動走行車等を活用した新しいモビリティサービス実証事業)」

「地域新 MaaS 創出推進事業」

公 募 要 領

令和2年4月

国立研究開発法人 産業技術総合研究所

公募要領

目 次

はじめに	1
I. 地域新MaaS創出推進事業の公募の概要	3
1. 公募対象者	
2. 「先進パイロット地域」における実施内容	
3. 事業の実施期間	
4. 事業費	
II. 応募手続	6
1. 応募者	
2. 応募書類	
3. 公募期間、応募書類の提出先	
4. 公募説明会	
III. 審査・選定	11
1. 審査の方法及び手順	
2. 審査基準	
IV. その他	13
・問い合わせ先	
・質問状	

はじめに

省エネルギーの一層の加速が不可欠である中、運輸部門については、特にエネルギー消費の大部分を占める自動車分野における新たな対応が必要です。また、都市を中心に世界の人口が増加する中、自動車の更なる普及拡大が想定され、交通事故の削減、渋滞の緩和や環境負荷の低減等がより必要となります。今後既存の取組だけでは抜本的な解決が困難と予想されるため、新たな取組である自動走行への期待は高く、関連する市場の拡大も見込まれています。また、自動車産業を巡っては、近年、コネクト（Connectivity）、自動運転（Autonomous）、モビリティサービス（Shared & Service）、電動化（Electric）（CASE）といった100年に1度ともいわれる大きな環境変化が起きています。

経済産業省では、昨年4月に開催した第3回自動車新時代戦略会議（※1）において、デマンド交通の効率化や無人自動運転移動サービス等を事業化、公共交通と連携し、高度なモビリティサービスを提供することを通じ、“移動弱者ゼロ化、豊かな移動による豊かな地域社会づくり”等の社会像を実現するため、当面の取組として、「IoTやAIを活用した新しいモビリティサービス（※2）活性化に向けた「地域×企業」の挑戦支援プログラム“スマートモビリティチャレンジ”創設」（※3）等を掲げました。また、地域や事業者の取組に関する情報共有促進や社会的機運醸成、「パイロット地域」に対する事業計画策定や効果分析等の支援、ベストプラクティスや横断的課題の整理等を行う仕組みとして「スマートモビリティチャレンジ推進協議会」を設立し、令和元年度には先駆的に新しいモビリティサービスの社会実装に取り組む地域に対して、事業計画策定や効果分析を実施するパイロット地域分析事業を実施しました。経済産業省は、令和元年度の取組の中で見えてきた課題を踏まえ、学識有識者等からなるスマートモビリティチャレンジ推進協議会の企画運営委員会において、日本において推進すべき新しいモビリティサービスについて議論を進め、令和2年度は5つチャレンジを推進していくこと等を「スマートモビリティチャレンジ2nd」の方向性としてとりまとめ（※4）、「自動走行車等を活用した新しいモビリティサービスの地域実証事業」において、支援対象地域・事業を選定、新しいモビリティサービスの実証実験や事業性分析等を実施し、ベストプラクティスの抽出や横断的課題の整理等を通じて、地域モビリティを維持し、地域経済の活性化を実現するための事業環境整備を推進していきます。

国立研究開発法人 産業技術総合研究所（以下、「産総研」と呼称）は、経済産業省から自動走行車等を活用した新しいモビリティサービス実証事業を受託し、先駆的に新しいモビリティサービスの社会実装を促進することを目的に、地域と連携し、MaaS実証の事業計画策定や実証推進、効果評価等（「地域新MaaS創出推進事業」。以下、「本事業」と呼称）を実施します。本公募要領は、産総研と産総研とコンソーシアムを組む企業が事務局として、本事業を実施する地域（以下、「先進パイロット地域」と呼称）を募集するに当たっての、応募手続、審査基準等を定めるものです。

本事業では、地域におけるMaaS実証を通し事業性向上・社会的受容性向上のポイント、地域経済への影響、制度的課題等を整理することを通じ、地域モビリティを維持し、地域経済の活性化を実現するための事業環境整備や新しいモビリティサービスの社会実装を促進していくことを目的としています。

（※1）第3回自動車新時代戦略会議

https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/jidosha_shinjidai/003.html

（※2）技術革新により、事業化が可能となった又は将来可能となることが見込まれる

新しい移動サービスを指す。主なものとしては、「IoT やAI が可能とする新しいモビリティサービスに関する研究会」中間整理におけるサービス類型に記載のサービスを想定（「IoT やAI が可能とする新しいモビリティサービスに関する研究会」中間整理）

（※3）スマートモビリティチャレンジ

<https://www.mobilitychallenge.go.jp/>

（※4）「スマートモビリティチャレンジ2nd」の方向性

<https://www.meti.go.jp/press/2020/04/20200422003/20200422003.html>

I. 地域新 MaaS 創出推進事業の公募の概要

1. 公募対象者

「先進パイロット地域」として応募可能な主体は、以下になります。

- ・ まちづくりの将来像や地域の課題に対応し、官民が連携して新しいモビリティサービスの実装を目指すプロジェクトを推進する団体であること
- ・ 複数団体の応募に関しては、各団体の協力体制が明確であること
- ・ 応募者において、実証実験やデータ収集、検証を主体的に実施できる体制があること
- ・ 実証実験の実施等の際し、事務局との契約に応じることができること
- ・ 事務局による進捗管理等、本事業の推進支援に協力すること
- ・ 企業、事業者として、健全であること
等

また、「先進パイロット地域」への応募には

- ・ 今年度中に以下のテーマに関連する実証実験を1つ以上実施できること（詳細は別紙、応募申請書類の作成要領を参照）
 - (A) 異業種との連携による収益活用・付加価値創出
 - (B) 他の移動との重ね掛けによる効率化
 - (C) モビリティでのサービス提供
 - (D) 需要側の変容を促す仕掛け
 - (E) モビリティ関連データの取得、交通・都市政策との連携
- ・ 実証実験について、他の公的資金による費用負担と明確な切り分けが行われていること
- ・ 本事業の成果について、必要に応じて、経済産業省・国土交通省が進めるスマートモビリティチャレンジの取組の中で紹介することに同意すること
- ・ 事務局によるデータ収集や横断分析に積極的に連携・協力が可能なこと（実験前中後における実証実験被験者に関連するアンケート調査、インタビュー調査、行動履歴や運行・運営のコスト目安等の情報提供等が含まれる）

が要件となります。

2. 「先進パイロット地域」における実施内容

先進パイロット地域は、事務局からの委託事業として、本事業が設定したテーマに準じて実証実験を企画・準備・実施いただきます。また、事務局と調整した上で、MaaS実証の実験を含めて取得する関連データを事前に洗い出した上で、後述の「①事業計画の策定」「②事業性向上、地域への経済波及効果の評価」における分析および課題抽出等をしていただきます。

分析の範囲・粒度に関しては、事業者・地域の状況（検討の熟度や要望）に基づいて設定します。調査や分析業務は、必要に応じて、地域の状況に精通した他事業実施者（地域のコンサル等）と連携して遂行することも可能です。また、実証実験を推進する団体（例：他事業実施者）が体制に含まれていない地域は、事務局が実証実験の企画・準備・実施を支援することも可能です。

産総研は、地域を代表する主体（基礎自治体や地域のまちづくり会社、非営利団体、大学、交通事業者等。以下、「代表団体」と呼称）と一本化した外注契約を結ぶことを予定しています。よって、地域を代表する主体から、関連の他事業実施者に一部の業務が委託される契約形態となります。実証の実施内容や体制については、事務局との協議により、重要性や経費等を鑑みた調整のうえ、決定されることとなります。

① 事業計画の策定（市場調査、地域の都市計画・交通計画・産業形態との整合等）

実証実験の結果を整理した上で、利用者にどのような付加価値を提供できるのか、また、地域の社会課題に対してどのように解決に貢献できるのかを考察していきます。行政や地域の中心的事業者の計画を踏まえながら、地域内でどのように社会実装を進めていくかを具体化してロードマップとしてとりまとめます。

社会実装を実現するためには行政の協力に加えて、地域の交通事業者等の投資や意思決定が必要です。そこで、実証実験の利用実績や実施費用より事業採算性を試算して、新しいモビリティサービスに必要な投資とリターンを評価します。

② 対象地域の新しいモビリティサービスの事業性向上、地域への経済波及効果の評価（社会的な波及効果の評価も含みうる）、制度的課題の抽出

実証実験をさらに魅力ある構想にするため、地域の主な関係者が直面している問題、要望や期待を収集して、利活用の拡大可能性を検討していきます。実証実験結果からは事業採算性が確保できない場合でも、利用範囲が拡大すれば収益源をさらに多様化できたり、各々の付加価値が高められたりする可能性があります。地域における社会実装のあり方を具体化した上で、その実施や迅速な取組に障害となる制度的課題を抽出していきます。

3. 事業の実施期間

本事業のより効果的な実施や先進パイロット地域における取組のより効果的な発信のため、実証実験を令和2年以内に終了すること、また、他事業実施者が遂行する場合は、令和3年2月に本事業の外注が完了することを目安とします。具体的な日程については、事務局と協議のうえ、実証実験の内容等を踏まえ、分析に必要な実証実験期間を設定することとします。

新型コロナウイルスの感染拡大等の状況を踏まえ、スケジュールに変更が生じる場合は、事務局との協議を行うこととします。

なお、事業の実施期間については、申請時点での見通しを踏まえ、記載し実行するものとしますが、申請後に、新型コロナウイルスの影響等により、やむを得ず実施期間の変更等が必要となった場合には、事務局と協議の上で、実施期間の変更等を行うことも認められるものとします。

4. 事業費

本事業における実証実験の企画・準備・実施と分析および課題抽出に必要な費用について、事務局から代表団体に対する外注費として支出します。

外注費は1地域あたり1,000~3,000万円を想定しています。ただし、広域（複数の交通事業者間、複数の自治体間）のデータ連携に関するプロジェクトや自動走行車を活用するプロジェクトに関しては、規模や車両手配等に応じた追加支出をします。

具体的な委託金額については、事務局との協議のうえ、実証実験の内容等を踏まえ、支出の必要性等を考慮して決定することとします。

下表に支出項目の一例を示します（詳細は別紙参照）。下表に該当しない費目や継続的な取組となり本事業の予算措置との親和性が低い場合等は、事業内容の範囲を分担して、地域の行政・事業者が実証実験の費用を部分的に負担することを想定しています。その場合は、実験費用の予算の全体像に対する分担や負担者が分かるようにお示し下さ

い。

なお、本事業で事務局側が負担する経費の考え方としては、特に、本事業に係る全ての経費を負担するというだけでなく、地域の継続的な MaaS の取組に対して、本事業において新たな取組を行う上で生じる追加的な経費を負担することで、市場創出の推進や社会実装の促進が図られることを期待しています。そのため、従来の取組での経費負担に対して追加的な負担を求めることになる場合は、特に分かるようにお示し下さい。

実証実験の企画	✓ 実証実験計画の立案費用
実証実験の準備	✓ 実証実験の実施に必要な法制度面の手続きに係る費用 ✓ 実証実験の実施に必要な関係機関・事業者との協議に係る費用 ✓ モビリティサービスの実施に必要なシステムの構築・導入に係る費用 ✓ 実証実験の周知など、利用促進や広報に係る費用
実証実験の実施	✓ モビリティサービスの運行、運営に必要な費用 (なお、実証実験を行う際の式典等イベントの費用は認められません) ✓ 実証実験におけるデータ取得、調査実施に係る費用 ✓ 事務局の横断分析に必要なデータ提供に係る費用 ✓ 実証実験の実施における新型コロナウイルス対策に係る費用
分析および課題抽出	✓ 「実証実験のとりまとめ」、「事業計画の策定」、「事業性向上、地域への経済波及効果の評価」に関する分析および課題抽出に係る費用 ✓ 事務局が主催する委員会への出席に必要な費用 ✓ 報告書作成費用

II. 応募手続

1. 応募者

(1) 代表団体

応募は、代表団体の長が行ってください。

代表団体は、実証実験を実施するとともに、参加団体の調整を担います。

事務局は、代表団体に対して実証実験の実施等に係る委託契約を結びます。

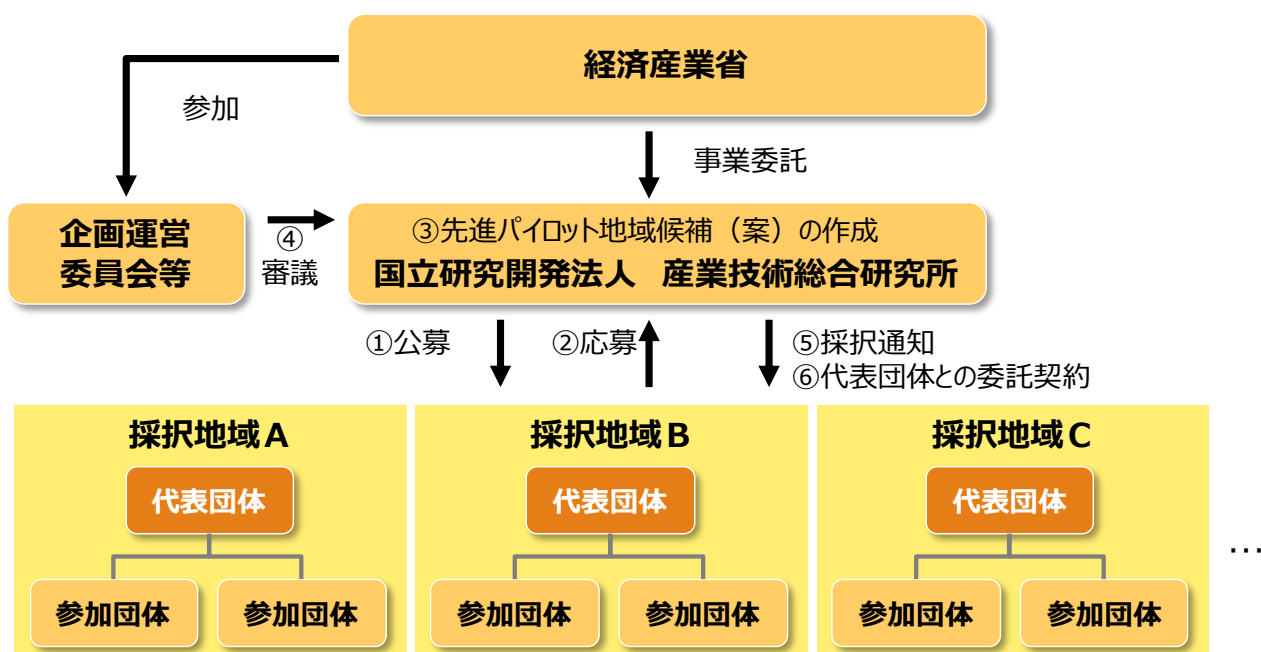
なお、代表団体とは、地域を代表する主体（基礎自治体や地域のまちづくり会社、非営利団体、大学、交通事業者等）を指します。

(2) 参加団体

参加団体は、代表団体と共に実証実験を実施します。

本事業の実施を担う他事業実施者も参加団体に含まれます。

事業の実施・審査体制



2. 応募書類

応募書類は作成要領に従って作成し、電子ファイルで提出してください。本要領に示された様式以外での応募は認められません。(1) から (4) の書類に加え、補足資料やパンフレット等を提出いただくことも可能ですが、審査対象にはならない場合がありますことをご了承ください。

項目	具体的な内容
(1) 応募申請書	✓ 地域名、プロジェクト名、該当するテーマ、代表団体、応募内容の概要など
(2) 事業の企画提案書	✓ 実証実験の概要など
(2) — 1 地域の現状把握と分析	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 背景、地域の課題、解決策の方向性といった全体像 ✓ 課題解決に向けた既存の取組 ✓ 将来、実装したいサービスや事業の構想案 ✓ 上記の推進に向けた官民の役割分担と事業主体案
実装に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事業化の目途、事業化に向けたロードマップ ✓ ロードマップの実現に向けた実証実験の位置づけ
(2) — 2 実証実験の内容	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 実証実験の提案内容と妥当性 (モビリティサービスの内容や展開地域) ✓ 関連する従来の取組内容と今回新たに取り組もうとする内容 ✓ 実証実験の特徴 (独自性や先進性) ✓ 実証実験で明らかにしたい課題や仮説 ✓ 検証項目と調査手法 (データ収集)
(2) — 3 実証実験の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 実証実施者の役割分担を明記 ✓ 関係者/自治体との調整状況や調整内容を明記
(2) — 4 実証実験の工程	✓ 実証実験に向けたスケジュール
(2) — 5 実証実験の実施における留意事項	✓ 実証実験や実装に向けて障壁となる具体的な法制度とその対応方法など
(3) 概算見積書	✓ 実証実験に必要な費用のうち、委託費による負担を求める費用 ※参考として、自己が負担する場合又はサービス利用者や他の受益者に負担を求める場合等には、その金額の見積もりも併せて記載のこと。
(4) 外部委託・事務局の支援	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 外部委託先 ✓ 実証実験の計画立案や推進について、事務局による支援を依頼するか

提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。また、応募書類は返却しません。

上記の(1) から (4) の各書類は、日本語で記入し、A4版で、通しページを下段中央に付してください。応募書類の様式は、本公募要領の置かれたホームページからダウン

ロードできますので、ご利用ください。

3. 公募期間、応募書類の提出先

応募から事業開始までの流れは、以下のとおりです。

- ・令和2年4月22日(水)：公募開始
- ・令和2年4月22日(水)～6月1日(月)：応募
 応募意向の表明締切は5月18日(月)、最終締切は6月1日(月)午前11時
- ・令和元年5月20日(水)～：書類審査、(必要に応じて)電話やテレビ会議システムを用いたヒアリング、現地調査を実施
- ・令和元年6月中：企画運営委員会等を経て先進パイロット地域の決定、各地域に個別で内定通知
 以降、委託契約に入る

本事業に応募するすべての地域は、応募意向の表明締切までに、必ず、応募申請書類の様式(1)を記入のうえ、提出して下さい。

応募意向の表明締切の段階で、応募申請書類の様式(1)、様式(2)と作成ができている他の様式を提出いただいた地域に対しては、早期に書類確認、必要に応じて電話やテレビ会議システムを用いたヒアリング・現地調査を実施させていただきます。なお、書類は最終締切までに差し替えることも可能です。

昨今の緊急事態宣言の発令等の状況をふまえ、応募意向の表明締切までに、応募書類の準備の見通しを見込みで、応募申請書類の様式(1)に記載していただきます、また、その後も最終締切までに応募書類を提出が難しいとわかった場合には、再度、様式(1)を最終締切前に、状況や理由を変更記載の上で、その時点で作成できた範囲で構いませんので応募申請書類の作成できているすべての様式と共に提出してください。理由等を確認した上で、必要に応じて電話等にてヒアリングを実施して、事務局において正当な理由が認められた場合には、以下のように締切を延長します。なお、書類は延長された場合には、差し替えることも可能です。

- ・締め切り延長を許可された場合
 中間締切(延)は6月15日(月)、最終締切(延)は6月29日(月)午前11時
- ・令和元年6月17日(水)～：書類審査、(必要に応じて)電話やテレビ会議システムを用いたヒアリング、現地調査を実施
- ・令和元年7月中：企画運営委員会等を経て先進パイロット地域の決定(追加決定)
 以降、委託契約に入る

中間締切(延)では、その時点での応募申請書類の様式(1)、様式(2)と作成ができていない他の様式を提出して下さい。なお、書類は最終締切(延)までに差し替えることも可

4. 公募説明会

先進パイロット地域の募集に当たり、説明会を開催します。新型コロナウイルスの対策を踏まえて、Web 会議での開催を予定しております。参加は必須ではありませんが、参加される方は以下の事務局担当まで事前にご連絡ください。

説明会の日時、使用する Web 会議のサービス等は以下のとおりです。

日時：

令和2年5月12日(火) 15:00~16:00：公募説明会 ※Web開催のみ

新型コロナウイルスの影響を考慮し、民間のWeb会議システムを活用予定です。

『Skype for Business』もしくは『Microsoft Teams』を利用する予定です。

Web会議による参加をご希望いただいた方には、メールで詳細をご案内いたします。

参加希望者は、以下の情報を下記、問い合わせ先にメールにて送付して下さい。

参加希望者：所属先、役職、氏名、メールアドレス、電話番号、Web会議システムの希望（どちらが都合が良いか、どちらでも良いか）

（接続に制限があるため、一機関で2名までに制限させていただきます。）

※Web会議システムの特性上、当日のWeb会議参加者からの質疑は、最小限しか受付いたしませんのでご了承ください。本公募要項に記載のとおり、令和2年5月25日(月)17:00までは別紙の質問状にてメールでのみ質問を受け付けておりますのでこちらをご利用ください。

問い合わせ先：

国立研究開発法人 産業技術総合研究所

ヒューマンモビリティ研究センター

地域新MaaS創出推進事業公募事務局

メールアドレス：M-smartmobilitychallenge-kobo-ml@aist.go.jp

Ⅲ. 審査・選定

1. 審査の方法及び手順

事務局において、先進パイロット地域候補（案）の作成を行い、スマートモビリティチャレンジ協議会における企画運営委員会等で、審査プロセスや先進パイロット地域候補（案）に係る審議のうえ、先進パイロット地域を決定します。また、必要に応じて、ヒアリングや現地調査を実施することがあります。なお、審査の結果、十分な数に達しない場合には、企画運営委員会等での審議を経て、追加公募を行う場合や、特定の地域等に事務局から協力を打診する場合があります。

(1) 審査プロセス

① 書類審査

事務局において書類確認を行います。応募者に対し、提出内容に関する不明点等の確認を行う場合があります。

② （必要に応じて）ヒアリング、現地調査

必要に応じて、ヒアリングや現地調査を実施します。現地調査の対象となる地域は、直接、当該応募者にお知らせします。

③ 事務局において、先進パイロット地域候補（案）を作成し、企画運営委員会等における審議を経て、先進パイロット地域を決定

(2) 審査に当たっての留意点

- ・「応募申請書類の作成要領」を参照してください。
- ・審査の都合上、応募後に提案内容に関する追加資料の提出を依頼することがあります。

審査結果については、採択候補の決定後、速やかに採択候補を公表するとともに、直接、当該応募者にもお知らせします。

2. 審査基準

審査の基準は、以下のとおりです。

- ①本事業のねらいを理解しているプロジェクト
 - ・本事業で設定する5つのテーマに沿った意欲的な（新規性のある）取組である
 - ・事前検討として関係者同士がすでに十分なコミュニケーションをとれている
 - ・実証実験の実施に向けて定常的に調整を進める体制整備が進められている
- ②社会実装に向けた取組が明確であるプロジェクト
 - ・新しいモビリティサービスのターゲットとなる需要・利用者が明確である
 - ・実証実験の期間中を通じてそれらの需要を確保できる見込みがある
 - ・取組によるメリット（コスト削減、収益確保）が定量的に算出可能である
 - ・地域の持続的な取組の一部として、交通計画やロードマップ上の位置付けが明確である
 - ・今年度および次年度以降の継続的な取組が可能な体制が確保されている
 - ・実証事業の実施にあたり費用負担の仕組みを構築しているものであること。
 - ・従来の取組との連携や、サービス利用者や他の受益者からの費用負担等により、効率的な実施を計画されていること。
- ③社会性を有するプロジェクト
 - ・地域課題に対するアプローチとなっている（住民・利用者の視点）
 - ・事業者が抱える課題に対するアプローチとなっている（事業者の視点）
 - ・課題の主因を公共交通サービスが占めており、実証実験が課題解消に寄与する
 - ・各種課題に沿って実証実験の展開地域が設定されている
 - ・地域特性を重視しつつ、国による全国への横展開時に活用可能な知見を蓄積できる

なお、内容や体制に加えて、新しいモビリティサービスの社会実装の将来性から、自己負担又はサービス利用者や他の受益者からの負担等を想定して本事業の実施に係わる実証実験の予算を確保する場合には、それがわかるように記載をいただくことで、評価に反映することになります。

上記の具体的な基準は、「応募申請書類の作成要領」を参照してください。

IV. その他

- * 本公募要領に関する問い合わせは、別紙の質問状に必要事項を記載のうえ、以下の宛先に電子メールで送付してください。
なお、問い合わせ締切は、令和2年5月25日(月)17:00※必着とします。
質問状に対する回答は、原則として、質問者が特定されない形とした上で、事務局の本公募のお知らせのHP上の「本事業に関する質問と回答.pdf」として、随時更新する形で公開する予定です。
- * 本事業の目的や内容を紹介する説明会を実施いたします。ご不明点がございましたら、こちらをご確認いただきますようお願いいたします。詳しくは、「4. 公募説明会」をご覧ください。

.....
<問い合わせ先>
.....

.....
国立研究開発法人 産業技術総合研究所
.....
ヒューマンモビリティ研究センター
.....
地域新MaaS創出推進事業公募事務局
.....
担当：横田、橋本、加藤
.....
電子メール：M-smartmobilitychallenge-kobo-ml@aist.go.jp
.....
※電話での問合せは受け付けておりません。
.....

- * 個人情報の取得について
本公募申請に関する個人情報は、経済産業省と産総研、産総研コンソーシアムが共同で利用いたします。本公募申請に関する個人情報は、「令和2年度 高度な自動走行・MaaS等の社会実装に向けた研究開発・実証事業」の運営支援・実証業務の遂行のみに利用し、それ以外の目的に利用することはありません。また、産総研では、下記の「個人情報保護方針」に則って個人情報を管理しています。

個人情報保護方針

https://www.aist.go.jp/aist_j/comp-info/pip/policy.html

以上

質問状

自治体・企業名	
住所	
TEL	
E-mail	
質問者	
質問に関連する文章名及び頁	
質問内容	